

高等学校・中学校・小学校用の通学定期券をお持ちのお客様へ

新型コロナウイルスの影響に伴う通学定期券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小中学校、高校、特別支援学校を2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払いもどしされるお客様については、特例によりその払いもどしのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日をお申し出日とみなして、弊社の規定により計算した額（3ページ目の「定期券の計算方法」参照）を払いもどしいたします（220円の手数料がかかります）。

なお、この取扱いは当該通学定期券の購入日から1年間以内であればお受けいただくことが可能です。新年度から同じ区間の通学定期乗車券を購入される場合にはその際に駅窓口にお申し出ください。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いします。

- 通学定期券には、新幹線定期券（FREX パル）・特急用定期券（パスカル）を含みます。
- 休校期間の延長等の理由により、新学期に向けて購入した未使用の通学定期券を払いもどしされる場合も同様にお取り扱いします。
- この取扱いは高校生、中学生、小学生及び特別支援学校生が対象となります。
- 最終登校日の翌日以降に定期券を使用された場合は、このお取扱いができませんのでご注意ください。

定期乗車券（通勤・通学〔大学生等を含む〕）・普通回数券をお持ちのお客様へ

緊急事態宣言に伴う定期券・普通回数乗車券の払いもどしについて

1. 通勤、通学定期乗車券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け通勤や通学を取りやめたお客様で以下の(1)、(2)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりその払いもどしのお申し出日に関わらず、4月7日以降の最終使用日をお申し出日とみなして、弊社の規定により計算した額（3ページ目の「定期券の計算方法」参照）を払いもどしいたします（220円の手数料がかかります）。

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- (2) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。次に定期乗車券を購入される予定があるお客様はその際に駅窓口にお申し出ください。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 普通回数乗車券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け普通回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含みます。）のご利用を取りやめ、払いもどしをされるお客様で以下の(1)、(2)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりそのお申し出日に関わらず、きっぷの有効期間内に払いもどしの申し出をいただいたものとみなして、弊社の規定により既にお支払いいただいている普通回数旅客運賃から券面区間に対する片道普通旅客運賃にご使用になられていた券片数を掛け合わせた額を差し引いた残額を払いもどしいたします（220円の手数料がかかります）。

(1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし

(2) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む普通回数乗車券

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

西日本旅客鉄道株式会社

